

計画策定の趣旨

少子化は、結婚や育児、家庭や地域、生き方や働き方などに対する個人の考え方が多様化し、さまざまな要因が複雑に絡み合っていると考えられます。子どもを持つかどうかは個人の選択ですが、少子化がこのまま進むと、社会経済や社会保障制度など、社会全体に与える影響が大きいことから、その対策が急務となっています。

国においては、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月にすべての自治体に行動計画の策定を義務づける「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成支援の推進を図ってきたところです。

しかしながら、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人、合計特殊出生率が1.26と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られ、平成18年には合計特殊出生率が1.32、平成19年には1.34と微増となっているものの、総務省統計局が推計した平成21年4月1日現在における我が国の子どもの数（15歳未満人口）は1,714万人で、28年連続の減少となっています。

このような中、国においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てた検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

本市においては、平成16年度から平成26年度までを計画期間とし、本市の子育て支援施策を総合的かつ計画的に展開していくため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として平成15年12月に「新・いわき市子育て支援計画」を策定したところですが、当該法においては、その計画期間が、一期を5年として、平成17年度から21年度までが前期、平成22年度から26年度までが後期とされていることから、新・市子育て支援計画を見直し、「新・いわき市子育て支援計画後期行動計画」を策定することとしました。

